

## 令和5年第3回せたな町議会臨時会

令和5年5月8日（月曜日）

### ○議事日程（第1号）

（臨時議長紹介）

（議員自己紹介）

（町長挨拶）

（参与自己紹介）

- 1 仮議席の指定について
- 2 諸般の報告
- 3 選挙第1号 議長の選挙について
- 4 会議録署名議員の指名について
- 5 会期の決定について
- 6 選挙第2号 副議長の選挙について
- 7 議席の指定について
- 8 総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任について
- 9 議長の常任委員の辞任について
- 10 議会広報発行常任委員会委員の選任について
- 11 議会運営委員会委員の選任について
- 12 選挙第3号 檜山広域行政組合議会議員の選挙について
- 13 選挙第4号 北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙について
- 14 行政報告
- 15 議案第1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第1号）

### （第1号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 同意第1号 せたな町監査委員の選任について
- 3 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

### ○出席議員（12名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石原 広務 君 | 2番  | 梶田 道廣 君 |
| 3番  | 藤谷 容子 君 | 4番  | 福嶋 豊 君  |
| 5番  | 横山 一康 君 | 6番  | 本多 浩 君  |
| 7番  | 菅原 義幸 君 | 8番  | 熊野 主税 君 |
| 9番  | 吉田 実 君  | 10番 | 大湯 圓郷 君 |
| 11番 | 平澤 等 君  | 12番 | 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	小	板	橋	司	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐	々	木	正	則	君				
総	務	課	長	原			進	君				
まちづくり	推進	課	長	阪	井	世	紀	君				
財	政	課	長	佐	藤	英	美	君				
税	務	課	長	濱	登	幸	恵	君				
町民	児童	課	長	高	橋		純	君				
認定	こども	園	長	伊	藤	悦	子	君				
保	健	福	祉	課	長	増	田	和	彦	君		
農	林	水	産	課	長	吉	田	有	哉	君		
建	設	水	道	課	長	平	田	大	輔	君		
会	計	管	理	者		杉	村		彰	君		
国	保	病	院	事	務	局	長	西	村	晋	悟	君
保	健	福	祉	課	主	幹		垣	本	利	子	君

《瀬棚支所》

支	所	長	河	原	泰	平	君						
養	護	老人	ホーム	三	杉	荘	所	長	西	田	良	子	君

《大成支所》

支	所	長	中	川		讓	君
---	---	---	---	---	--	---	---

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	古	畑	英	規	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽		優	君
---	---	---	---	---	---	--	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進 君

書記次長 中山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

主 事 大 辻 省 吾 君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（上野朋広君） 本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の菅原議員をご紹介します。

菅原議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（菅原義幸君） ただ今紹介されました菅原です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

自己紹介を行います。この度の選挙において、お互いに当選の荣誉に輝き議席を得ましたことは誠に喜ばしい限りであります。同じ町に住み、皆さん方は顔なじみであろうかと思いますが、一般選挙後の本日が初の本会議でございます。

先例基準によりまして、それぞれ各議員の住所、氏名程度の簡単な自己紹介を1番席から順にお願いします。

（議員自己紹介・町長挨拶・執行機関、参与自己紹介）

#### ◎開会宣告

○臨時議長（菅原義幸君） ただ今の出席議員は12名で全員出席されていますので、今臨時会は成立しました。

これより令和5年第3回せたな町議会臨時会を開会します。

#### ◎開議宣告

○臨時議長（菅原義幸君） 直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

#### ◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席とします。

#### ◎日程第2 諸般の報告

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第2、諸般の報告は、お手元に配布したとおりであります。

#### ◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(菅原義幸君) ただ今の出席議員は12名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福嶋豊議員、横山一康議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(菅原義幸君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票願います。

ただ今から投票を行います。

1番席から順番に議長席に向かって右側から投票し左側より自席についてください。

(投票)

○臨時議長(菅原義幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。福嶋豊議員、横山一康議員開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(菅原義幸君) それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは出席議員数と符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票はありません。有効投票のうち、真柄君9票、菅原君2票、横山君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって真柄克紀君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(菅原義幸君) ただ今、議長に当選されました真柄克紀君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました真柄克紀議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(真柄克紀君) 一言ご挨拶申し上げます。ただいま多くの議員各位のご支持によりまして、議長の重責を担わせていただくことになりました。私事、大変浅学非才でございますが、町長、理事者、また議員各位、そして何よりも町民の皆様のご指導とご協力をいただきながら議会の品格を高め、議会の活性化を努めるため大変微力でございますが行動させていただく覚

悟でございます。今日、価値観のますますの多様化、また未来永劫持続的可能な社会の形成、そして何よりも今まだ続いておりますコロナ後のまちづくりの再編、そしてまちづくりの活性化、これらについて議会は先頭に立って町と協議し議論しながら向かっていかなければなりません。今回の町議会議員選挙、投票率が80%を割った77.9%、これは大変衝撃的な数字であります。議会にとりましてもこの数字をどのように受け止め、どのような判断の中で各自が活動していくか、これからのせたな町のまちづくりに、大変ある意味では貴重な選挙だったと思うところがございます。何といたしても議会は、それぞれの質疑、討論を通していかに町民の負託に応える議決ができるか。これが何よりの責務でございます。今以上に各議員努力を重ね質疑の内容を高め、皆様のご協力をいただきながら町民の負託に応えていく努力をお互い続けて行きたいと思うところがございます。終わりになりますが、議員の皆様方の協力をいただきながら、せたな町議会、町民の負託に応える運営を重ねて努力をしてまいる覚悟でございますので、どうぞ関係各位の皆様、温かいご支援とご指導、重ねてお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○臨時議長（菅原義幸君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございます。

真柄議長、議長席にお着き願います

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、藤谷容子議員、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第5 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 6 選挙 2 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 6、選挙第 2 号副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただ今の出席議員は 12 名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に福嶋豊議員、横山一康議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次投票願います。ただ今より投票を行います。

1 番席から順次、議長席に向かって右側から投票し、左側より自席についてください。

（投票）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。福嶋豊議員、横山一康議員開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（真柄克紀君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは出席議員数と符合してございます。そのうち有効投票 12 票です。無効投票はございません。有効投票のうち、平澤君 9 票、菅原君 2 票、横山君 1 票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって平澤等君が副議長に当選されました。

これより議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(真柄克紀君) ただ今、副議長に当選されました平澤等君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました平澤議員から発言を求められておりますので、これを許します。

平澤議員。

○副議長(平澤 等君) ただいま皆様多くの議員の方からのご支持をいただきまして、副議長に推挙されましたことを謹んでお受けいたします。副議長の職務、職責をしっかりと果たすとともに、議会、そしてまた町、そしてまた私たちに与えられた職務、それをしっかりと全うし和やかな、そしてまた意義ある議会にしていきたいとこのように考えてございますので、議員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ですけども就任のご挨拶にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎日程第7 議席の指定について

○議長(真柄克紀君) 日程第7、議席の指定を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時39分

○議長(真柄克紀君) それでは休憩を解き会議を開きます。

議席は会議規則第3条第1項の規定により議長において指定することとなっております。氏名と議席番号を職員に朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長(上野朋広君) それでは議席を読み上げます。1番席、石原議員、2番席、榊田議員、3番席、藤谷議員、4番席、福嶋議員、5番席、横山議員、6番席、本多議員、7番席、菅原議員、8番席、熊野議員、9番席、吉田議員、10番席、大湯議員、11番席が副議長、12番が議長席となりました。

○議長(真柄克紀君) ただ今の朗読のとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時52分

○議長(真柄克紀君) 休憩を解き会議を開きます。

◎日程第8 総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任について

○議長（真柄克紀君） 日程第8、総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により総務厚生常任委員会委員に、石原広務君、福嶋豊君、横山一康君、熊野主税君、吉田実君、そして私、真柄克紀の以上6人でございます。

次に産業教育常任委員会に、梶田道廣君、藤谷容子君、本多浩君、菅原義幸君、大湯圓郷君、平澤等君以上6人、ただ今のおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名したとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○副議長（平澤 等君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議長の常任委員辞任について

○副議長（平澤 等君） 日程第9、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

総務厚生常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1箇の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので総務厚生常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務厚生常任委員の辞任については許可することに決定しました。

これにて議長と交代します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を開きます。  
ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10時57分  
再開 午前 11時55分

○議長（真柄克紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
諸般の報告をいたします。

休憩中に総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務厚生常任委員会委員長に横山一康君、副委員長に吉田実君、産業教育常任委員会委員長に本多浩君、副委員長に平澤等君、以上のとおり互選された旨報告がございました。

◎日程第10 議会広報発行常任委員会委員の選任について

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議会広報発行常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により石原広務君、梶田道廣君、藤谷容子君、福嶋豊君、熊野主税君、大湯圓郷君以上のとおり6人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名しましたとおり議会広報発行常任委員に選任することに決定いたします。  
ここで暫時休憩いたします。

ただいまより1時まで昼食時間といたします。

休憩 午前 11時57分  
再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開します。  
ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分  
再開 午後 1時19分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。  
諸般の報告をいたします。

休憩中に議会広報発行常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の

報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会広報発行常任委員会委員長に柘田道廣君、副委員長に藤谷容子君、以上のとおり互選された旨の報告がございました。

◎日程第11 議会運営委員会委員の選任について

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により柘田道廣君、福嶋豊君、横山一康君、本多浩君、吉田実君、大湯圓郷君、以上のとおり6人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時37分

○議長（真柄克紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に大湯圓郷君、副委員長に柘田道廣君が互選された旨報告がございました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時44分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第12 選挙3号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、選挙第3号檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただ今の出席議員は12名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に横山議員、本多議員を指名いたします。  
これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。当選人は上位2名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ順次投票願います。

ただ今より投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって右側から投票し、左側より自席に着いてください。

（投票）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。横山議員、本多議員、開票の立会をお願いします。

（開票）

○議長（真柄克紀君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは出席議員数と符合しております。うち有効投票12票、無効投票はありません。有効投票のうち、本多浩議員5票、柘田道廣議員4票、石原広務議員1票、菅原義幸議員1票、大湯圓郷議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、本多議員、柘田議員が当選されました。

お二人が議場におられますので会議規則第32条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

出入り口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第13 選挙第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、選挙第4号北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(真柄克紀君) ただ今の出席議員は12名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に横山議員、本多議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(真柄克紀君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(真柄克紀君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。当選人は上位3名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ順次投票願います。

ただ今より投票を行います。1番席から順に議長席に向かって右側から投票し、左側より自席に着いてください。

(投票)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただ今より開票を行います。横山議員、本多議員、立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(真柄克紀君) それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、無効はありません。有効投票のうち、吉田実君4票、大湯圓郷君4票、藤谷容子君1票、熊野主税君1票、石原広務君1票、福島豊君1票以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票であります。大湯圓郷議員、吉田実議員は、いずれもこれを超えております。4人の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになってございます。藤谷君、熊野君、石原君、福島君が議場におりますのでくじ引を行います。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き当選人を決定するためのくじです。くじはくじ棒で行います。1回目のくじにおいてはくじ棒に表示された数字が2回目のくじを引く順序となります。横山議員、本多議員くじの立会をお願いいたします。はじめに使用するくじの確認を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

石原議員に申し上げます。先ほどいろいろ関連含めて調べてみましたところ、その会社は直接衛生センターとの契約を結んでないということでございますので、それは何ら払拭しないということでございます。

○1番（石原広務君） 了解しました。

○議長（真柄克紀君） それではくじの確認を行ってください。横山議員、本多議員、立会をお願いします。それではまずくじを引く順番を決めるくじを行います。議席順に引いていただきます。石原広務議員、藤谷容子議員、福島豊議員、熊野主税議員、まずくじを引く順番が決定いたしましたので順番を報告いたします。まずはじめに福嶋議員、次に藤谷議員、次に石原議員、最後に熊野議員の順にくじを引いていただきます。ただいまよりこの順序で当選人を決定するくじを行います。番号の若いくじを引いた順番に当選人となります。ただいまのくじの結果、熊野議員が当選人と決定いたしました。

これより議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（真柄克紀君） 吉田実君、大湯圓郷君、熊野主税君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

#### ◎日程第14 行政報告

○議長（真柄克紀君） 行政報告を行います。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それではせたな町名誉町民、中村秀夫氏のご逝去についての行政報告をさせていただきます。せたな町名誉町民であります中村秀夫氏におかれましては、令和5年4月15日に享年93歳をもって永眠されました。ご逝去のお知らせについては、令和5年4月17日午後2時40分頃に電話連絡を受けたところでございます。せたな町名誉町民条例では、名誉町民が逝去されたときには、特典及び待遇として町葬を行うことができることに加え、弔詞及び弔花を送ることが定められておりますが、葬儀におかれましては、上尾中央医科グループ葬として、東京都築地本願寺で4月25日午後6時より通夜式、翌26日午前11時より告別式として執り行われることで決定しておりましたことから、町の対応といたしましては、通夜式、告別式に私と真柄議長、それに原総務課長が随行して弔問に訪れ、弔花、香典をお供えいたしました。また、後日、弔詞に代わる感謝状を贈呈させていただきます。なお町民の皆様には広報を通じて周知いたします。せたな町名誉町民、中村秀夫氏のご逝去については、心

よりご冥福をお祈りいたします。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第15 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第1号令和5年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5,078万4,000円を追加し、補正後の総額を87億2,242万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種を5月下旬から開始予定となりましたので、接種業務にかかる経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。議案書その2の5ページでございます。歳出からご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、16目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費令和5年度分2,586万6,000円の追加は、12節委託料1,657万5,000円は新型コロナウイルスワクチン接種業務、22節償還金利子及び割引料929万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金返還金でございます。17目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費令和5年度分2,491万8,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員1人から8節旅費、会計年度任用職員費用弁償までは、会計年度任用職員の報酬や職員手当等などで補正額はそれぞれ記載の額でございます。10節需用費、消耗品費から12節委託料、予防接種台帳システム改修業務までは、接種体制確保事業に係る事務経費でございます。

6ページでございます。13節使用料及び賃借料41万6,000円は車等借上料、18節負担金補助及び交付金1,000円は会計年度任用職員の福祉協会納付金、22節償還金利子及び割引料2,189万2,000円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金でございます。

これに係る歳入でございますが、戻りまして4ページでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目総務費国庫負担金1,657万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金302万6,000円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財

政調整基金繰入金3, 118万3, 000円は財源調整分でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） ワクチン接種業務に関連して質問させていただきたいんですが、副反応ということでは、テレビ等でいろいろ町民も含めて理解はされているんですけど、打ったあとと言われる副反応も出る方も大勢いらっしゃると思います。そのほかに例えば打ったあとが痛いんだと。結構長期にわたって極端な方だと腕が上がらないというような訴えがあるんです。担当あるいは病院のほうでそういったことをどういうふうに捉えて、私からも町民含めて訴えのある方に説明をしたいので、担当の方としてそれらの症状どういうふうに捉えてるか参考までにお知らせいただきたい。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） 質問にお答えします。そのような電話相談ですとかというのは、初めての1、2回目の接種目頃は何件かあったかという程度の件数の相談がありました。その際には国のほうから示されているような内容で、例えば腫れて痛いですとか、そういった場合はちょっと冷やしてもらったりですとか、あと痛くて動かないっていう場合は、国のほうとしては時間が経つとその痛みというのは治まるというふうに言われていたりとかしましたので同じような説明をさせていただいております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 不安も合わせていろいろな問合せがあると思うんです。担当としてもご苦労されてるのは十分理解します。ただちょっとした不安も含めてこれからも問合せがあらうかと思うんで寄り添った対応をぜひしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 垣本主幹。

○保健福祉課主幹（垣本利子君） そのような相談があった際には、寄り添うような対応を心がけていきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 十分対応していただいていると私としては認識するんですが、これからワクチンの接種に関連してあり得ることなので、事前にそういったことがあったら問合せくださいというような、繰り返しになりますけど寄り添うような対応をこれからもよろしく願います。要望させていただきます。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 16目及び17目でそれぞれの費目による返還金が生じております。その積算の根拠を説明していただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 増田課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。これらの返還金の根拠ですが、国のほうからそれぞれ負担金及び補助金につきまして経費をこちらからお出ししております。もちろん支出済みの証拠書類を添えて出しておるんですが、これの実績報告を令和4年4月にお出ししてございます。その精査が終わりまして令和5年3月に額の確定として国より通知を受け取ってございます。この通知等の分と交付決定を受けて概算払一緒に受けた分、この分の差額が今回の返還金ということでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） それではその通知と実績のそれぞれの数字を教えてください。

○議長（真柄克紀君） 増田課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） まず負担金のほうでございます。今回負担金につきましては、令和2年の繰越予算分、それと令和3年の予算分とあります。まず令和2年の繰越分でございますが、交付決定額が3,045万5,480円、これに対しまして交付決定額が3,045万3,269円、差引返還額が2,211円。次に令和3年度予算でございますが、こちらの交付決定額が1,417万5,535円でございます。これに対しまして確定額が488万7,036円、差引き928万8,499円が返還金となっております。続いて補助金分でございます。補助金につきましても、令和2年繰越予算と令和3年の予算分でございます。まず令和2年の繰越分でございますが、交付決定額が2,132万1,000円に対しまして確定額が1,153万5,000円となっております。差引返還額が978万6,000円となっております。次に令和3年予算分でございますが、交付決定額が1,633万6,000円に対しまして、確定額が423万円、差引返還額が1,210万6,000円となっております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 今メモしましたが、資料で提出させていただきます。後ほどで結構です。

○議長（真柄克紀君） わかりました。

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお先ほど菅原議員から要請のあった資料については後日提出していただけるようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

先ほど町長から監査委員選任の同意案と議会から各委員会の議会閉会中における所管事務継続調査申出の発議案の提出がありました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって同意案及び発議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程表と議案を配布する間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開します。

◎追加1日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第1、諸般の報告はお手元に配布したとおりでございます。

◎追加1日程第2 同意案第1号

○議長（真柄克紀君） 追加1の日程第2、同意案第1号せたな町監査委員の選任についてを議題といたします。

熊野議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります。退席を求めます。

(熊野議員退席)

○議長（真柄克紀君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案その3をお開きください。同意第1号せたな町監査委員の選任についてでございます。次の者をせたな町監査委員に選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町446番地、氏名、熊野主税、生年月日、昭和26年11月26日でございます。

次の2ページに経歴書を載せてございますのでご参照願います。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。  
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。  
本案についてこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。  
熊野議員の着席を求めます。

(熊野議員着席)

◎追加1日程第3 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 追加1の日程第3、発議第1号三常任委員会、議会運営委員会の議会閉会中における所管事務調査の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、三常任委員会委員長及び議会運営委員長から議会閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は各委員長からの申し出のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されたすべての案件の審議は終了いたしましたのでこれで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(真柄克紀君) これをもって、令和5年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。  
どうも長時間ご苦労様でした。

閉会 午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月12日

臨時議長 菅原義幸

議長 真柄克紀

副議長 平澤 等

署名議員 藤谷容子

署名議員 石原広務